

鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定に
ついて

次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 2 1 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 4 1 年鹿沼市条例第 2 7 号。以下「市長等給与条例」という。）及び鹿沼市長等の給与の特例に関する条例（平成 2 1 年鹿沼市条例第 6 号。以下「給与特例条例」という。）の規定にかかわらず、市長及び副市長の給料月額の特例について必要な事項を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の特例)

第 2 条 市長及び副市長の給料月額については、令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間、市長等給与条例第 3 条及び給与特例条例第 2 条の規定にかかわらず、給与特例条例第 2 条に規定する額からそれぞれ当該額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。